

議事2 その他鉄道助成業務の実施に関し必要な事項 (審議事項)

- ・令和6年度 審査等業務の主な取組み(案)
- ・令和6年度 補助金審査計画(案)

1. 審査業務の適正・効率的な執行

(1) 補助事業者における法令遵守の確保

- ① 補助事業者の不正受給・不正使用を防止するため、補助事業者に対する説明会等の機会を捉え、以下の事項を周知する。
 - ・関係法令の遵守
 - ・交付決定の取消し等の制度
 - ・不正受給・不正使用があった場合における機構ウェブサイトでの公表等
- ② 現地審査の際、補助事業者の法令遵守の状況及び補助事業への責任者の関与など、法令遵守体制を確認する。

(2) 適正かつ効率的な現地審査の実施

現地審査の実施にあたっては、以下の事項を踏まえ補助金審査計画を作成する。

- ① 「重点審査項目選定の基準」を基に、補助金担当者による意見交換等の検討を行った上で重点審査項目を策定する。
- ② 抽出審査については、第三者委員会での議論を踏まえ、1事業当たり20件以上の抽出件数とし、また金額についても補助対象事業費の最低1/4を上回るよう抽出する。
- ③ 可能な範囲で前倒し審査を実施するとともに、必要に応じ鉄道助成部内の職員を臨機応変に融通し、現地審査集中期間の負担軽減を図る。
- ④ 現地審査の前にオンライン会議を実施し、事前の整理を十分に行うことで現地審査の効率化・深度化を図り、事後整理にかかる時間を短縮する。

2. 適正・円滑な補助事業実施のための補助事業者への周知

- ① 補助事業者に対して、助成制度の社会的意義を周知するとともに、補助事業の実施に係る基本的な考え方や留意事項について周知するため、事務連絡を発出する。
- ② 事例を追加した「都市・幹線鉄道関係補助金執行事務手続事例集」を補助事業者に配布し、補助金交付に係る注意喚起を行う。
- ③ 補助金実務説明会について、参加者の意見・要望を踏まえ、説明する内容を一部見直したうえで、今年度もリモート形式で実施する。
- ④ 鉄道助成制度に対する理解促進を図るため、鉄道助成ガイドブックの内容を更新し、機構ウェブサイトにおいて情報提供を行う。

3. 鉄道助成部内職員の能力向上

審査ノウハウの承継等のため、補助金審査における基本的事項から専門性の高い知識まで、職員のレベルに応じた研修(全10回)を実施する。

また、「OJT実施基準」に基づきOJTを実施する。

4. 補助金審査におけるデジタルツールの活用

Teamsの共同編集機能を活用することで、各審査員の進捗状況をリアルタイムに把握して効率的な審査進行を図る他、審査結果のとりまとめの効率化、調書の統合作業の効率化を図る。

5. 地方運輸局との連携

補助金審査能力の更なる向上に向け、同様の業務を行う地方運輸局との連携を図る。

補助金審査結果の共有や、研修の合同開催等の連携を進める。

○基本方針

- 額の確定を行うすべての補助事業を対象に原則として現地審査を実施する。(ただし、業務の効率化の観点から、事業内容が簡易なもの(設計契約のみ等)である場合などは、書面審査のみで実施)
- 客観的な判断による審査を行うため、複数の審査員で審査を行う。
- 適正な審査及び審査業務のノウハウ承継のため、審査経験が少ない者と豊富な者を考慮した体制とし、実際の補助金審査業務を通じて審査員のスキルアップを図る。
- 審査業務を効率的、重点的に行うため、重点審査項目を踏まえて現地審査を実施する。
- 契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出方針により抽出審査を行うことができるものとする。
- 現地審査時に支払証拠書類の確認が出来なかった契約や未竣工の事業の竣工確認等について、事後確認を徹底する。

○審査行程

- 当該年度の事業が未完了であっても、補助事業者との調整が整った案件から順次計画
- 近傍地域にある複数の対象事業者については、同一週に組み込む等の調整を行い計画
- 事務所と実施現場間等を効率的に移動できるような行程を計画

○令和6年度重点審査項目

1. 補助対象範囲

補助対象範囲に関し、範囲を超えた過剰な設備が整備されていないか確認を徹底する。

特に、

- ・支障物を移設した際に、移設後の設備が移設前の設備と同等の設備となっているか（原状回復の範囲を超えていないか）
- ・将来の設備整備を行う際の手戻りを少なくするため、予備の設備を整備していないか 等

2. 契約・発注方法

契約や発注に関し、適正かつ効率的な契約・発注がなされているか確認を徹底する。

特に、

- ・特命随意契約を行う場合、その理由が公平性・公正性を妨げない適正なものであるか 等

3. 各種基準との適合

契約や積算、施工状況等について、その適用となる基準との適合性の確認を徹底する。

○抽出審査

原則として全件審査を実施することとするが、審査に要する日数・人員の確保が困難な場合に限り、抽出審査を行うことが出来るものとする。

方針

1. 「工事」、「調査・設計・測量」、「機械器具・設備」、「用地の取得等」、「建物移転等の補償」、「物品・材料購入等」の各契約種別から最低1件以上抽出する。
2. 抽出審査件数は、過去の実績も踏まえ決定する。(1事業当たり最低20件以上)なお、抽出審査においても審査の過程において、疑義が認められた場合には、追加の抽出審査を行う。
3. 事業内容を勘案しつつ、抽出審査金額/全審査対象金額の割合を可能な範囲で高める。(最低1/4以上)